

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
三井住友建設株式会社(東京都中央区佃2-1-6)[7000000122]
株式会社鴻池組(大阪府大阪市中央区北久宝寺町3-6-1)[1000004555]
2. 資格登録停止措置の期間
令和2年12月1日 ~ 令和3年1月31日(2ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該有資格者は、令和2年11月6日「新東名高速道路 湯船高架橋工事」(東京支社発注)において、エレベータ用ブラケット部分のボルト取外し作業を行っていた作業員が、リングビーム上から約10m下の基礎天端に転落し、負傷する事故を発生させた。
5. 資格停止措置理由
有資格業者である上記の事業者が、不適切な安全管理の措置により、工事関係者事故を発生させたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故) 7 会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事・調査等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)